

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 12日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県浜松市中区佐鳴台1-5-26

氏名 木内建設株式会社 浜松支店

大橋倫幸

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

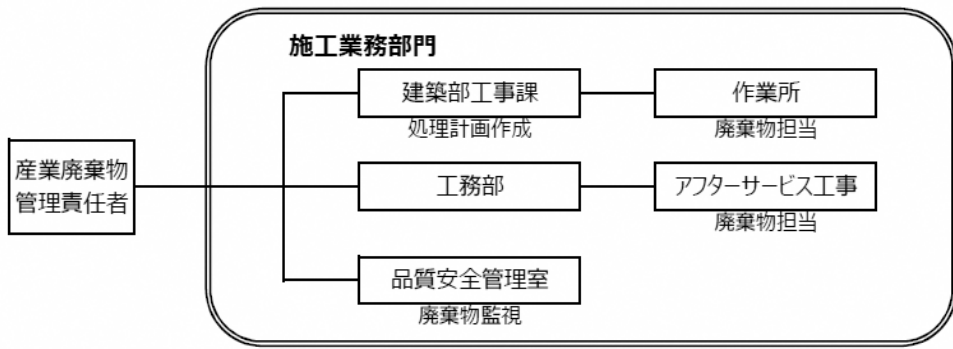
電話番号 053 - 448 - 3188

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	木内建設株式会社 浜松支店		
事業場の所在地	静岡県	浜松市	中区佐鳴台1-5-26
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	前年度完成工事高 5559百万		
③ 従業員数	5名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和 5年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	排出量
	アスファルト・コンクリート破片	32.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	66.000 t
	石膏ボード	33.750 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	53.430 t
	コンクリート破片	966.230 t
	安定型建設混合廃棄物	2.080 t
	廃プラスチック類	6.580 t
	紙くず	0.300 t
	木くず	38.200 t
	管理型建設混合廃棄物	51.660 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	4.440 t
	蛍光灯	0.190 t
	(これまでに実施した取組) ・可能な範囲で梱包材の簡素化を要請し、発生材を抑制。 ・リサイクル率の向上を目指し分別収集を実施。	
<b>【目標】</b>		
産業廃棄物の種類	排出量	
アスファルト・コンクリート破片	30.000 t	

②計画	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	60.000 t
	石膏ボード	30.500 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	48.000 t
	コンクリート破片	870.000 t
	安定型建設混合廃棄物	1.800 t
	廃プラスチック類	6.000 t
	紙くず	0.200 t
	木くず	35.000 t
	管理型建設混合廃棄物	46.500 t
	蛍光灯	0.150 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1.000 t
	（今後実施する予定の取組） ・今後さらにリサイクル率を高めるよう分別管理の徹底	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃プラスチック、金属くず、木くず、紙くず、石膏ボードの分別を実施し、再生処理委託をしている。金属くずは有価物として処理。	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・各品目の分別の精度を向上させ、リサイクル率を高めるよう、作業所への指導・推進をしていく	



		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組) ・自ら産業廃棄物の再生利用を行う予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) ・自ら産業廃棄物の熱回収及び中間処理を行ったことはない。		
	【目標】		
産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	

②計画		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら産業廃棄物の熱回収及び中間処理を行う予定はない。</li> </ul>			



	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組) ・自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	【前年度（令和 5 年度）実績】				
	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
アスファルト・コンクリート破片	0.000	32.000	0.000	0.000	0.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	66.000	66.000	0.000	0.000	0.000
石膏ボード	33.750	33.750	0.000	0.000	0.000
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	53.430	53.430	0.000	0.000	0.000
コンクリート破片	0.000	966.230	0.000	0.000	0.000
安定型建設混合廃棄物	2.080	2.080	0.000	0.000	0.000
廃プラスチック類	6.580	6.580	0.000	0.000	0.000
紙くず	0.300	0.300	0.000	0.000	0.000
木くず	24.200	38.200	0.000	0.000	0.000
管理型建設混合廃棄物	51.660	51.660	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
蛍光灯	0.190	0.190	0.000	0.000	0.000
(これまでに実施した取組)					

①現状



		<ul style="list-style-type: none"><li>・優良認定業者へ優先して処理依頼するよう作業所に指示、指導している。</li></ul>
--	--	--

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
アスファルト・コンクリート破片	0.000	30.000	0.000	0.000	0.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	60.000	60.000	0.000	0.000	0.000
石膏ボード	30.500	30.500	0.000	0.000	0.000
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	48.000	48.000	0.000	0.000	0.000
コンクリート破片	0.000	870.000	0.000	0.000	0.000
安定型建設混合廃棄物	1.800	1.800	0.000	0.000	0.000
廃プラスチック類	6.000	6.000	0.000	0.000	0.000
紙くず	0.200	0.200	0.000	0.000	0.000
木くず	22.000	35.000	0.000	0.000	0.000
管理型建設混合廃棄物	46.500	46.500	0.000	0.000	0.000
蛍光灯	0.150	0.150	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>・廃プラスチック類、金属くず、木くず等のリサイクル率を高める計画。</p> <p>工事量に左右されるものの、日常的な廃棄物の削減努力により、発生率を抑える。</p>					

②計画

※事務処理欄	
--------	--

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

### 産業廃棄物の一連の処理工程

